

I 第3回航空／海上（合同）更改専門部会の結果報告

2014年8月28日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



1. 第3回更改専門部会議事要旨（1）

第3回航空／海上（合同）更改専門部会 議事要旨

1. 日 時 : 平成26年8月1日（金） 15:00～16:30

2. 場 所 : 川崎市産業振興会館1階ホール

3. 出席者 : 委員名簿一覧のとおり

4. 議事の概要

以下の議事が行われ、航空及び海上更改専門部会の部会長として、東京税関山根総務部長が選出された。また、事務局（NACCSセンター）から提案された、詳細仕様における検討対象項目、検討の進め方（サブワーキングの設置）及び今後のスケジュールについて了解された。

(1) 部会長選出

- 航空及び海上更改専門部会の部会長に、東京税関山根総務部長が選出された。

(2) 取締役挨拶

- NACCSセンター江上取締役より、更改専門部会開催にあたり挨拶が行われた。

(3) 第6次NACCS入札結果について

- 事務局（NACCSセンター）より、議事資料1に基づき、第6次NACCS入札結果についての報告が行われ、その後質疑応答が行われた。

(4) 詳細仕様検討事項の再確認について

- 事務局（NACCSセンター）より、議事資料2に基づき、詳細仕様検討項目についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。

(5) 仕様検討の進め方について

- 事務局（NACCSセンター）より、議事資料3に基づき、仕様検討の進め方についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。

(6) 全体スケジュールについて

- 事務局（NACCSセンター）より、議事資料4に基づき、全体スケジュールについての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。

5. 意見交換の概要

- 議事資料2 詳細仕様検討事項の再確認の検討項目のうち、民間における電子決済機能の提供について、区分が共通となっているが、個別検討グループがCYだけとなっているのはなぜか。ACL03業務でも電子決済機能があるため、ACLの部会も個別検討グループ対象となるのではないか。（委員）

⇒ 基本仕様書において「汎用的な民間における電子決済機能について検討する」とされており、区分としては共通が適当と考えている。一方、現行システムでは、SWBにおける船賃決済及びCY業務におけるデマレージ決済を目的として決済機能を提供しているが、いずれも利用が進んでいない状況にある。このため、ACL検討グループ及びCY検討グループにおいて、再度、決済機能のシステム化の是非について検討を行い、有効であるという結論になれば、汎用化の検討に着手したいと考えている。いずれにせよ、資料の個別検討グループの記載は適切ではなく、ACL検討グループ及びCY検討グループの検討課題と考えている。

（事務局）

- 昨年10月の通関関係書類の電子化について、関税局等の協力により、円滑な導入ができたこと、この場をお借りして御礼申し上げたい。しかしながら、より電子化を推進するためには、依然として「紙」運用となっている関税割当証明書や380様式による輸入申告等の電子化に取り組むべきと考えているが、NACCSにおいて具体的に検討することは予定しているのか。特に、貿易管理サブシステムの統合化が調達対象外となっており、関税割当証明書をはじめとする各種ライセンス数量の裏書機能の電子化は実現しないのではないかと危惧している。（委員）

⇒ 貿易管理サブシステムに関しては、ハードウェア等の完全統合を調達対象外としたものであり、ソフトウェアの改善については、関係省庁様も交えて詳細仕様等の検討の中で議論いただき、対応可能なものについては、今次の更改時に対応する予定である。従って、各種ライセンス数量の裏書機能の電子化に関しても、今後、詳細仕様検討において取り上げることは可能と考えるが、あらかじめ関係省庁様に確認を取ることとしたい。（事務局）

⇒ 通関関係書類の電子化、ペーパーレス化については、関係者の意見を踏まえながら、引き続き推進したいと考えている。（関税局）

1. 第1回更改専門部会議事要旨(2)

- 現行NACCSで提出しているプログラム変更要望に係る検討については、今後検討項目として追記のうえ検討を行うとされているが、要望項目の漏れが無いよう確認作業を行いたいと考えている。この点についての対応は、どのようにお考えかお聞かせ願いたい。(委員)
 - ⇒ 現在、現行NACCSに対して提出されているプログラム変更要望のうち、次期更改時において検討するとしてきた項目の整理(一覧化)を進めており、なるべく早期の段階でWGにお示ししたいと考えている。当該一覧表を基に、確認をお願いしたい。(事務局)

- 平成29年のNACCS更改を機に輸出入申告の電子化を原則とするとされているが、この方向性に間違いはないのか。昨年の通関関係書類の電子化以降、書類のPDF化を行い送信しているが、この作業にかなりの労力を要している。本来、電子化は、情報自体の電子化を推進すべきものではないのか。また、検討項目に関しては、これで全てということではなく、追加意見についてもしっかりと取り上げていただきたい。(委員)
 - ⇒ 電子化の推進については、NACCSセンターとしては、財務省関税局様の議論を踏まえながら、システム対応が必要であれば、しっかりと対応していきたいと考えている。なお、検討項目についても、追加意見等があればご提案をいただき、WGにおいて議論させていただきたいと考えている。(事務局)

- サブワーキングの提案では、あらかじめ業界が示されているが、示された業界以外の者も参加することは可能なのか。(委員)
 - ⇒ サブワーキングのメンバーとして示されていない業界の方々であっても、参加したいというご要望があれば、参加いただくことも可能と考えているので、事務局にお申し出いただきたい。(事務局)

- 平成29年を予定している申告官署の自由化について、現時点でNACCSセンターとしてどのように対応しようとしているのか。お考えがあればお聞かせ願いたい。(委員)
 - ⇒ 財務省関税局様における議論に対しても技術的な助言を行いつつ、議論の結論を踏まえ、システム的に対応すべきものがあれば、しっかりと対応していきたいと考えている。(事務局)
 - ⇒ 具体的な検討はこれからとなるため、関係者の意見を踏まえて議論を進めていきたい。(関税局)

以上

I 第6次NACCS入札結果

2014年8月1日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



平成25年12月12日に公告した「第6次輸出入・港湾関連情報処理システム（第6次NACCS）の構築・機器賃貸、機器保守及び運用技術支援業務一式」について、以下のとおり落札者が決定しました。

- ① **調達件名** : 第6次輸出入・港湾関連情報処理システム（第6次NACCS）の構築・機器賃貸、機器保守及び運用技術支援業務一式
- ② **契約方法** : 一般競争入札
- ③ **落札決定日** : 平成26年6月10日（火）
- ④ **落札者** : 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- ⑤ **落札価格** : 29,369,320,200円（消費税及び地方消費税含む）
- ⑥ **落札方式** : 総合評価落札方式（加算）

(1) 調達対象外とした項目

以下の検討項目については、業務仕様等で不確定な部分などが多いことから、今般の調達からは対象外といたしました。

- ・ 貿易管理サブシステムのNACCS本体への統合（基本仕様書 II-2）
- ・ 貿易管理サブシステムに係る機能改善（基本仕様書 III-7、IV-5）
- ・ S/I情報の後続業務における利用方法の見直し（基本仕様書 IV-6）
- ・ ACL業務におけるアタッチシートの取り扱いの見直し（基本仕様書 IV-7）
- ・ i NACCSの提供（基本仕様書 V）

(2) 対象外とした検討項目の今後の取り扱い

上記対象外として項目については、今後、詳細仕様の検討を行った上で、追加の変更契約により対応することといたします。ただし、貿易管理サブシステムのNACCS本体への統合については、関係省庁との協議の結果、統合は行わずに平成29年以降も現行同様サブシステムとして継続して提供することを予定しています。

また、iNACCSについては、NACCSが従来提供してきた業務系オンラインシステムとは別に構築し、新たに情報提供機能に特化したサービスとして提供することとされていますが、具体的な仕様が確定した時点で、調達を行うことを予定しています。

なお、基本仕様書確定以降、今後の検討において、業務仕様等の変更・追加等が発生することが想定されますが、それらにつきましては、変更契約等により対応することといたします。

Ⅱ 詳細仕様検討項目の再確認

2014年8月1日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入	出 港			
EDI	利用者ID体系の見直し [Ⅲ-5]	NACCSの利用者IDについて、現行システムでは8桁（利用者コード5桁+利用者識別番号3桁）としているが、次期システムでは10桁（利用者コード7桁+利用者識別番号3桁）に桁数を拡大する。	○	○	○	○		第08回
EDI	WebNACCS対象業務の拡大 [Ⅲ-8]	WebNACCS処理方式の対象となる業務を拡大し、対象業種を見直すとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。	○	○	○	○		第12回
EDI	オンライン処理方式の見直し [Ⅲ-1]	ダイレクト・インターフェース（X.25）方式を廃止する。 全てのNACCS業務において、ebMS処理方式が対応可能となるようにする。	○	○	○	○		第14回
EDI	EDIFACT電文及びXML電文 [Ⅲ-1]	EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。	○	○	○	○		(第14回)
端末	端末パッケージソフトの改善 [Ⅲ-7]	①現行のバージョンアップは、利用業種に関わらず一括となっている、ダウンロードに長時間を要する、業務中のバージョンアップができない、バージョンアップ後に過去の保存データが利用できなくなる、等といったデメリットがあるため、これらのデメリットを解消できる仕組みを検討する。 ②「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の入力画面上におけるコード検索機能の追加について検討する。						-
共通	汎用的な添付業務の仕組みの提供 [Ⅲ-6]	汎用的な添付ファイル登録業務機能により、全ての業務にファイルを添付することを可能とする。	○	○	○	○		第10回
共通	民間における決済処理機能の提供 [Ⅳ-5-4]	民間における決済処理機能の提供（現在個別業務として提供している決済業務についての汎用化）を検討する。		○			CY	第10回
通関	NACCS専用口座の廃止 [Ⅳ-4]	NACCS専用口座について平成28年度末までに廃止する。	○		○			第08回
通関	輸出入申告業務における多欄申告対応業務 [Ⅲ-3-1、Ⅲ3-2]	「輸入申告（IDC）」業務等、「輸出申告（EDC）」業務等の品目コード等を100欄まで入力できる輸入申告業務、輸出申告業務を新設する。	○					第08回
通関	納期限延長における納付方法に口座振替（リアルタイム口座）を追加 [Ⅳ-6-1]	輸入申告等における納期限延長の納付方法として、口座振替（リアルタイム口座）が対応出来るようにする。	○					第09回

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
					入 出 港			
通関	通関士審査業務の新設 [IV-5-1(4)]	通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。	○					第09回
通関	事項登録業務・確認業務の追加 [IV-5-1(2)]	以下の業務について、事項登録業務・確認業務を新設し、二段階による申告・申請等を可能とする。また利用者が一段階と二段階の申告・申請等を、それぞれ選択可能な仕組みとする。 (事項登録業務・確認業務を新設する対象業務) ①「本船・ふ中承認申請 (HFC)」業務 ②「輸入マニフェスト通関申告 (MIC)」業務 ③「輸入マニフェスト通関申告変更 (MIE)」業務 ④「輸出マニフェスト通関申告 (MEC)」業務 ⑤「輸出マニフェスト通関申告変更 (MEE)」業務 ⑥「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請 (MAF)」業務 ⑧「輸出自動車情報登録 (MOA)」業務	○					第10回
通関	仕向地の項目追加及び申告時間 順の表示変更	「輸出申告等一覧照会 (IES)」業務において、仕向地の項目を追加及び申告時間順の表示に変更する。	○					第10回
通関	審査終了確認業務の見直し	搬入前申告で審査区分が区分2、3となった申告について審査終了か否かを一括で確認できるような見直しを行う。	○					第10回
通関	税関関係業務の見直し [IV-5-5(2)、IV-6-2]	ドキュメント通関 (航空・輸出入) の申告業務及び減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務等の追加、並びに輸出入申告における入出力項目等の見直しを行う。	○	○		○		第11回 第12回 第14回 以降
通関	損害保険業務とNACCSの連携 [IV-5-3]	税関に対する包括保険申請業務を新設する。また、包括保険を利用した輸入申告の実績を集計して輸出入者に提供する仕組みを検討する。	○				損保	第11回
通関	輸出取止め再輸入手続きのシス テム化 [IV-5-1(1)]	輸出取止め再輸入手続きについて、システムで対応する。	○	○		○		第11回
通関	機用品蔵入承認申請 (CTA/CTC) 業務の海上シス テムへの拡大 [IV-6-13]	船舶で輸入される機用品についても、システムで機用品蔵入承認申請を可能とする。	○	○				第12回

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入 出 港				
通関	システム制限値 (DB保存期間) [Ⅲ-4]	①輸出申告(航空/海上)・6日 → 10日 ②輸入申告(航空/海上)・6日 → 10日 ③修正申告情報(航空/海上)・6日 → 10日	○					第14回 以降
通関	IS・ISW通関におけるAEO対応 機能の新設	IS(蔵入承認申請)・ISW(蔵出輸入)においても特例輸入申告が可能となるようにする。また、制度面についても関係行政機関に確認する。	○	○		○		第14回 以降
通関	IVA/IVB業務の利用業種見直し	①「インボイス・パッキングリスト情報登録(IVA)/インボイス・パッキングリスト仕分情報登録(IVB)」業務の利用業種の見直しを行う。 ②荷主が指定した事業者においてIVA業務の実施が可能か検討する。 ③IVA業務のXMLフォーマット完全対応を検討する。	○				SI/IV	未定
通関	インボイス業務の利用方法の見直し	「船積指図書(S/I)情報登録(SIR)」業務の見直しに合わせて、インボイス業務のあり方についても検討する。	○	○			SI/IV	未定
通関	輸出入許可書の項目追加	輸出入許可情報について、以下の項目の追加を検討する。 申告税関コード、担保登録番号1、担保登録番号2、包括審査扱い受理番号、関税免税額合計、関税減税額合計、内国消費税免税額合計1-6、B/LNO。(輸出)	○					未定
通関	FAINS登録状況照会機能の追加	輸入者のFAINS登録状況照会機能の追加についてセキュリティ面も含めて検討する。	○					未定
貨物 共通	貨物業務の重量桁数の拡大 [Ⅲ-3-6]	「貨物重量」項目について、10桁(整数部6桁、小数点1桁、小数部3桁)から12桁(整数部8桁、小数点1桁、小数部3桁)に桁数を変更する。		○				第08回
貨物 共通	海上システムで航空貨物を扱う 機能を廃止 [Ⅳ-3]	海上システムで航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理出来る仕組みとする。また以下のイレギュラーケースに対応出来る情報連携機能を構築する。 ①当初海上貨物として輸出する予定であったが、航空機で搭載することになった輸出貨物 ②当初海上貨物として日本に船卸され、航空機で搭載する仮陸揚貨物	○	○		○		第09回
貨物 共通	蔵入及び移入貨物の後続業務の 可能化 [Ⅳ-5-1(3)]	蔵入承認申請済または移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。	○	○		○		第09回

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		個別 検討 G	WG 提示 予定
				入 出 港	航空 物流		
貨物 共通	要目訂貨物の汎用申請業務化	輸入詳細不明貨物に関する要目訂申請の汎用申請業務化について検討する。 現行は税関様式の帳票をマニュアル作成し、都度税関に申請している。		○	○		第11回 以降
Air 入出港	1便あたりの旅客数の拡大 [Ⅲ-3-5]	航空入出港業務における1便あたりの旅客数の制限値について、700人から 1,000人に変更する。			○		第10回
Air 入出港	旅客氏名表情報及び乗組員氏名 表情報の誤登録防止	・旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報について、入力項目のチェックを厳 しくし正確な情報を取得する。 ・数値入力項目に英数字入力を不可とする等、現状のエラーチェック条件を 変更する。			○		第11回 以降
Air 貨物	廃止管理資料 [IV-12]	現行システムの以下の管理資料を廃止する。 S05:仕向地別混載仕立実績データ S09:貨物取扱実績データ（荷送人別） S10:貨物取扱実績データ（航空会社別） S11:貨物取扱実績データ（営業所別） S12:搭載完了AWBデータ T06:BREAK BULK MONTHLY REPORT			○		第10回
Air 貨物	ULD単位での貨物管理 [IV-5-1(5)]	航空輸入貨物について、ULD単位で貨物管理が行える仕組みを検討する。			○		第11回
Air 貨物	スプリット扱いとなる輸入混載 貨物の搬入確認業務等の見直し [IV-6-4]	航空輸入業務のスプリットHAWB貨物において、先着便のMAWB番号が異なる 場合でも、「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務、「混載貨物確認情報 訂正（CHP）」業務による搬入確認を可能とする。			○		第11回
Air 貨物	共同保税蔵置場以外における RVA業務等の実施可能化 [IV-6-12]	現行システムでは、航空輸出業務において「航空会社向貨物引渡し登録（航 空会社単位）（RVA/RVA01）」業務による貨物の引き渡しができるの は共同保税蔵置場である。 次期システムでは、共同保税蔵置場以外においても、「航空会社向貨物引渡 し登録（航空会社単位）（RVA/RVA01）」業務による貨物の引き渡しの実 施を可能とする。			○		第11回
Air 貨物	スプリット便数の拡大（輸入） [Ⅲ-3-3]	航空輸入業務における1AWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値に ついて、20便から30便に変更する。			○		第11回

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入	出 港			
Air 貨物	スプリット便数の拡大（輸出） [Ⅲ-3-4]	航空輸出業務における1AWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、20便から30便に変更する。				○		第11回
Air 貨物	1MAWBあたりのHAWB件数の 拡大 [Ⅲ-3]	航空輸出入業務において、1MAWBあたりのHAWB件数の制限値について、3,000件から5,000件に変更する。				○		第11回
Air 貨物	e-AWBのシステム対応	e-AWBのシステム化（XML方式対応を含む。）について検討する。				○		第11回 以降
Air 貨物	輸入混載貨物の搬入確認業務等 の見直し	輸入混載貨物の搬入確認業務等において、1便で到着したHAWBに対して、複数回に分けての登録不可という業務実態とシステム処理でかい離している部分について改善を図る。				○		第11回 以降
Air 貨物	個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件	「貨物確認情報登録（PKG）及び混載貨物確認情報登録（HPK）」業務において、個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件について検討する。				○		第11回 以降
Air 貨物	ジョイント入力の廃止	HDF01（混載仕立情報登録）業務、HCH01（HAWB情報登録）業務等におけるジョイント入力の廃止について検討する。				○		第11回 以降
Air 貨物	イレギュラーケースにおける HAWB情報削除の可否	MAWB情報が保存期間を超過し、削除された場合におけるHAWB情報削除の可否につき検討する。				○		第11回 以降
Air 貨物	LDR単位の搬入総個数の表記 －「搬出確認登録呼出し（EXM またはEXA）」業務	「搬出確認登録呼出し（EXMまたはEXA）」業務で処理されたLDR単位の搬入総個数の表記を可能とする。				○		第11回 以降
Air 貨物	・搭載上屋へのULD分割搬入時 におけるCLB業務可否 ・MAWB単位での搭載可能化	・搭載上屋へ一部ULDを搬入し、「積付結果取消呼出し（ULC）」業務で積付け解除した場合においても、「搭載完了登録呼出し（AWB単位）（CLB）」業務を可能とする。 ・ULC業務を実施せずとも、MAWB単位で搭載を可能とする。				○		第11回 以降
Air 貨物	HDE業務の複数件一括処理機能 の追加	「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務の複数件一括処理機能を追加する。				○		第11回 以降
Air 貨物	仕出地及び仕向地の入力コード の関係	「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務における仕出地及び仕向地の入力コードの関係について検討する。 現状、入力コードによってCITYコードと空港コードの両方が登録されていると、どちらか一方でしか登録がされていないものがあり、そのたびに入力し直さなければならない。				○		第11回 以降

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		個別 検討 G	WG 提示 予定
				入 出 港	航 空 物 流		
Air 貨物	BILL情報の配信機能の実装	NACCS利用者間であれば「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の際、BILL情報欄の追加等の検討する。				○	第11回以降
Air 貨物	輸入者業務と後続業務の連携のあり方	IIR（輸入指示書登録）業務と後続業務の連携のあり方について検討する。				○	SI/IV 未定
Air 貨物	輸出者業務と後続業務の連携のあり方	EIR（S/I情報登録）業務と後続業務の連携のあり方について検討する。				○	SI/IV 未定
Air 貨物	クレームノーティスのシステム化	クレームノーティス（プリクレーム）について、システム化を検討する。					未定
Air 貨物	航空保安対策基準見直しへの対応 [IV-6-5]	航空保安対策基準（特定荷主及び特定フォワード）の見直し（平成24年以降）に対応するため、一部オンライン業務（CDB等）の項目見直しについて検討する。				○	-
Sea 入出港	船舶コードのIMO番号への変更 [IV-6-11]	①船舶を特定するコードについて、現状の信号符字等による特定から、IMO番号による特定を行うように見直しを行う。なお、IMO番号が付与されていない船舶については、その他の船舶識別コードによる船舶の特定も可能とすることを検討する。 ②VBX業務等において、IMO番号欄の入力を必須とする。 ③関係業務の主キーを変更する。	○	○	○	○	入出港 第09回
Sea 入出港	Web対象業務の拡大 [Ⅲ-8]	海上入出港業務のWeb画面上において、申請宛先に応じて入力が必要な項目を動的に非表示とすることを可能とする。				○	入出港 第09回
Sea 入出港	1船舶あたりの運航情報件数の拡大 [Ⅲ-3-8]	①1船舶あたり複数の運航情報を登録を可能とする。 ②NACCSで運航番号を付与。1航海＝1運航番号とする。 ③別航海の運航情報を登録した場合は新規番号の払出しとする。				○	入出港 第10回
Sea 入出港	入出港業務による寄港順序の入れ替えを容易化 [IV-5-5(1)、IV-6-10]	「船舶運航情報登録（VTX01）」業務で運航情報を登録した後であっても、寄港順序の変更を対応可能とする。				○	入出港 第10回
Sea 入出港	入出港関連手続における呼出し機能の充実 [IV-5-5(1)]	①「入港前統一申請 B（VPT）」業務（B業務）の実施に先立ち、「船舶運航情報登録（VTX01）～「船用品情報登録（VTX04）」業務（A業務）で登録した事前登録情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。 ②「入港前統一申請（VPX）」業務、「入港届等（VIX）」業務、「出港届等（VOX）」業務の実施に先立ち、事前に登録、直前の申請した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。 ③「出港届等B呼出し（VOT11）」業務で、入港届B情報の呼び出しを可能とする。				○	入出港 第10回

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入 出 港				
Sea 入出港	事項登録業務・確認業務の追加 [IV-5-1(2)]	「とん税等納付申告（TPC）」業務について、事項登録業務・確認業務を新設し、二段階による申告を可能とする。また利用者が一段階と二段階の申告を、それぞれ選択可能な仕組みとする。			○		入出港	第10回
Sea 入出港	海上入出港業務における1船当りの旅客数の拡大 [Ⅲ-3]	海上入出港業務において、1船当りの旅客数の制限値について、3,000人から8,000人に変更する。			○		入出港	第10回
Sea 入出港	入出港・港湾シングルウィンドウ手続における照会業務の機能拡充	シングルウィンドウ業務から実施できる全ての手続き（税関向け・国土交通省向け・法務省入国管理局向け・厚生労働省検疫所（人）向け）について、1業務で照会可能とする。	○	○	○		入出港	第11回
Sea 入出港	入出港業務の申請項目、出力情報等の見直し [IV-5-5(1)]	現行システムでは、入出港・港湾関連手続業務の入出力項目名や照会結果画面において、官利用者向けと民利用者向けで出力内容やレイアウトが異なり、問い合わせ時等に不都合が発生しているため、次期システムでは、入出力項目名、出力帳票、入出力・照会結果画面を官利用者向けと民利用者向けで同一となるように見直しを行う。			○		入出港	第11回
Sea 入出港	入出港前統一申請等における過去日に関するチェックの追加	<p>(1) 「入港前統一申請（VPX）」業務および「入港前統一申請B（VPT）」業務において、以下の項目について、過去日を入力した場合は、エラーとするよう変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・びょう泊（予定）年月日（自） / （至） ・着岸（予定）年月日 ・離岸（予定）年月日 <p>(2) 「入港届等（VIX）」業務および「入港届等B（VIT）」業務において、以下の項目について、未来日を入力した場合は、エラーとするよう変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦入港前外国の寄港地入港年月日 / ・本邦入港前外国の寄港地出港年月日 ・当港入港前本邦寄港地入港年月日 / ・当港入港前本邦寄港地出港年月日 ・びょう泊（予定）年月日（自） / （至） / ・離岸（予定）年月日（本項目は、過去日入力でエラーとする） <p>(3) 「出港届等（VOX）」業務および「出港届等B（VOT）」業務において、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本邦入港前外国の寄港地入港年月日、本邦入港前外国の寄港地出港年月日について、未来日を入力した場合は、エラーとする。 ②離岸（予定）年月日について、過去日およびシステム年月日から10日以上の未来日を入力した場合は、エラーとする。 ③入港届提出番号が入力されていない場合に、入港届提出番号の入力がない旨のワーニングを出力する。 			○	入出港	第11回	

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入 出 港				
Sea 入出港	乗員上陸許可支援システムとNACCSの情報連携の強化 [IV-5-5(1)]	乗員上陸許可支援システムとNACCSの情報連携を強化する為に、下記の通り見直しを行う。 ①現行、乗員上陸許可支援システムで実施している入国管理局向けの申請業務（「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務）について、NACCSの入港前統一申請業務に統合する。 ②統合にあたり、入港前統一申請業務に、近傍上陸／乗換上陸／数次上陸関連項目を追加する。			○		入出港	第12回
Sea 貨物	事項登録業務・確認業務の追加 [IV-5-1(2)]	「海上保税運送申告（OLC）」業務について、事項登録業務・確認業務を新設し、二段階による申告を可能とする。また利用者が一段階と二段階の申告を、それぞれ選択可能な仕組みとする。		○				第08回
Sea 貨物	1B/Lあたりのコンテナ件数の拡大 [Ⅲ-3-7]	海上輸出入業務において、1B/Lあたりのコンテナ件数の制限値について、100件から200件に変更する。		○				第09回
Sea 貨物	廃止オンライン業務 [IV-9]	現行システムの以下のオンライン業務を廃止する。 CYB01:システム外CY搬入確認（コンテナ単位）（事前登録） CYD11:システム外CY搬入確認（B/L単位）（事前登録）呼出し RPK:船卸予定登録 RSS:空コンテナ引取予定情報通知 RST:空コンテナ引取予定確認情報通知		○				第09回
Sea 貨物	汎用申請手続きの個別業務化 [IV-5-2]	汎用申請手続きの個別業務化を行う。 ①内貨船機用品積込承認申告（汎用申請手続きK29） ②内貨船機用品積込承認申告（包括）（汎用申請手続きK19） ③外貨船機用品積込承認申告（汎用申請手続きK27） ④外貨船機用品積込承認申告（包括）（汎用申請手続きK17） ⑤船用品積込確認 ⑥仮陸揚届出（船用品等）（汎用申請手続きK14） ⑦仮陸揚船用品等積込確認 ⑧不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告（汎用申請手続きK35）	○	○		○		第10回
Sea 貨物	見本持出し関連業務の見直し・オンライン業務	見本持出し許可後からMHOを入力するまでの間に仕分け、輸入申告等を行えないようにする。		○			○	第11回以降
Sea 貨物	見本持出し関連業務の見直し・管理資料	見本持出し許可申請（MHA）後に見本持出取消（MHC）業務が行われた場合のG05貨物取扱等一覧データの収集条件を見直す（管理資料に反映されないように）。		○				第11回以降

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入 出 港				
Sea 貨物	システム制限値 (DB保存期間) [Ⅲ-4]	①貨物情報(海上/輸入)・6日 → 14日 ②貨物情報(海上/輸出)・7日 → 14日 ③コンテナ情報(海上)・6日 → 14日		○				第11回 以降
Sea 貨物	RSS01業務におけるエラー通知 または訂正機能の追加	「輸入コンテナ引取予定情報通知業務(ID通知)(RSS01)」業務において、 通知先間違いの場合、エラーの通知または訂正機能を追加する。		○				第11回 以降
Sea 貨物	保税運送承認番号の複数件入力	「システム外搬入確認(BIB)」業務において、複数のポートノートでの同 時搬入時における保税運送承認番号の複数件入力について検討する。		○				第11回 以降
Sea 貨物	B/L番号体系変更時のRSS01業 務の実施可能化	「貨物情報仕分け(CHJ)」業務実施後、B/L番号体系変更の場合でも、当 初のB/L番号における「空コンテナ引取予定情報通知業務(RSS01)」業務 を実施可能とするよう検討する。		○				第11回 以降
Sea 貨物	DOR業務の2段階化	船会社→NVOCC向け及びNVOCC→海貨業向けのD/O IDの通知という「輸入 貨物荷渡し情報登録(DOR)」業務の2段階化について検討する。		○				第11回 以降
Sea 貨物	VAN業務等におけるコンテナ番 号の誤登録に対応した訂正業務 の追加	バンニング情報登録関連業務(VAN業務等)においてコンテナ番号の誤登録 に対応した訂正業務の追加を検討する。		○				第11回 以降
Sea 貨物	送信先の指定方法の簡易化	オンライン業務において出力情報の出力先の指定は「利用者コード」の入力 等により実施可能としている。 NACCS業務において利用者コードに代わる、送信先を容易に特定可能なコー ドを設けて、利用者が送信先を簡易に指定可能な仕組みを検討する。	○	○		○	SI/IV	未定
Sea 貨物	危険物明細書のシステム化 [Ⅳ-5-1(6)]	危険物船舶運送及び貯蔵規則(国土交通省)による『危険物明細書』『コン テナ危険物明細書』の業務の新設を検討する。		○			CY	未定
Sea 貨物	出港前報告制度に係る業務の見 直し [Ⅳ-6-7]	制度施行後の状況を踏まえ、必要に応じた関連業務の見直しを行う。		○			AFR	未定

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入	出 港			
Sea 貨物	B/L番号の入力仕様の見直し [IV-6-8]	①「B/L番号」項目の入力について、NACCS用船会社 コード(4桁) + 31桁の35桁までの入力を可能とする。 ②海上業務で入力する「B/L番号」項目について、書類のB/L (Bill of Lading) 番号の入力を原則とするため、「B/L番号」項目の入力仕様の見直しを行う。	△	○			AFR	未定
Sea 貨物	統廃合対象業務 [IV-7]	現行システムの以下の業務について、統廃合する。 ①「船積確認事項登録(コンテナ船用)(ACL01)」業務 / 「船積確認事項登録(コンテナ船用)(SWB用)(ACL03)」業務 → 統合しACL01業務とする。(現行ACL01業務の機能を廃止。現行ACL03業務の機能を残す。) ②「船積確認事項登録(在来船用)(ACL02)」業務 / 「船積確認事項登録(在来船用)(SWB用)(ACL04)」業務 → 統合しACL02業務とする。(現行ACL02業務の機能を廃止。現行ACL04業務の機能を残す。) ③「バンニング情報登録(コンテナ単位)呼出し(VAN11)」業務 / 「バンニング情報登録(コンテナ・ブッキング単位)呼出し(VAN12)」業務 → 統合しVAN11業務とする。(現行VAN11業務の機能を廃止。現行VAN12業務の機能を残す。) ④「船積明細通知(LDR)」業務 / 「SWB確定通知(WBI)」業務 → 統合しBLI業務とする。(LDR業務の運賃請求機能は廃止し、WBI業務に統合。LDR業務の他の機能については存続を検討する。)		○				未定
Sea 貨物	業務名称の変更 [IV-8]	現行システムの以下の業務について、業務名称、出力情報名称、項目、関連する管理資料名等の見直しを行う。 ①ACL01、ACL02関連業務 ・「船積確認事項登録(コンテナ船用)(SWB用)(統合後のACL01)」業務 ・「船積確認事項登録(在来船用)(SWB用)(統合後のACL02)」業務 ・「船積確認事項登録呼出し(ACL11)」業務 / 「船積確認事項登録(ハウス単位)呼出し(ACL12)」業務 ・「船積情報照会(IAL)」業務 / 「船積情報登録状況照会(IAC)」業務 ②WBI関連業務 ・「SWB確定通知(WBI)」業務 / 「SWB確定通知呼出し(WBI11)」業務 ・「SWB情報通知(WBS)」業務 / 「SWB情報照会(IWB)」業務 / 「SWB請求情報一覧照会(IIS)」業務 ③NVC01/02関連業務 ・「混載貨物情報登録(NVC01/02)」業務 / 「混載貨物情報登録呼出し(NVC11)」業務 / 「混載貨物情報照会(INV)」業務		○				未定

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		個別 検討 G	WG 提示 予定
				入 出 港	航空 物流		
Sea 貨物	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し [IV-6-9]	「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直す。また、「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務を廃止し、「積荷目録情報登録（MFR）」業務により次船卸港の追加の登録を可能とする。		○		AFR	未定
Sea 貨物	空コンテナの仮陸揚対応 [IV-6-9]	現状、空コンテナの仮陸揚届をシステムで提出することができないため、次期システムで空コンテナの仮陸揚届をシステムで提出できるように見直しを行う。 また、併せて、仮陸揚げされた空コンテナの船積や他港への運送も可能となるように見直しを行う。 システムにより登録された仮陸揚空コンテナについて、既存の管理資料に件数等が計上されるように、既存管理資料の見直しを行う。		○			未定
Sea 貨物	港湾統計データの配信方法変更 [V-3]	一般財団法人みなと総合研究財団（WAVE）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。		○		統計	未定
Sea 貨物	SIR業務の利用方法の見直し [IV-6-3]	「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務の後続業務における利用方法について関係者間で協議を行い見直しを図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務フローにおける利用業種の位置付けの明確化を図る。 ・第6次NACCSにおいて提供するオンライン業務の利用可能業種については、詳細仕様の段階で再度見直しを図ることとする。 ・関係業種・関係業務間における貨物情報の連携（利用）に係る機能、入力項目等の見直し及び当該見直しに伴うDB最適化について検討する。 ・オンライン業務における業務フローの見直し。 		○		SI/IV	未定
Sea 貨物	海貨業利用者コードの新設	「港湾運送事業法」に基づいた営業免許海貨業者の「業務利用者コード」の新規創設を検討する。		○		ACL	未定
Sea 貨物	ACL業務におけるアタッチシートの取り扱いの見直し [IV-6-6]	「船積確認事項登録（ACL）」業務におけるアタッチシートの取り扱いの見直しを行う。		○		ACL	未定
Sea 貨物	ACL業務における通知先の追加	「船積確認事項登録（ACL）」業務における通知先の追加（2→3箇所）		○		ACL	未定

II 詳細仕様検討項目の再確認

区分	検討項目	検討概要	輸出入 通関	海上物流		航空 物流	個別 検討 G	WG 提示 予定
				入	出 港			
Sea 貨物	ACL業務の改善（オーバーフロー分のBody欄への自動移行）	「船積確認事項登録（ACL）」業務におけるCONSIGNEE等オーバーフロー分のBODY欄への自動移行について検討する。		○			ACL	未定
Sea 貨物	NVOCC関連業務の見直し	以下の見直しを行う。 (1)ACLの運用における問題点の改善及びACL03・04のデータ項目とその属性等 (2)ACL12の運用と画面機能の改善 (3)NVC01のデータ項目とその属性におけるAHRやACLとの整合性、並びに1件のNVC業務で登録できるH.B/L件数の拡大等（現状20件）		○			ACL	未定
Sea 貨物	CY搬出業務におけるD/Oレス対応等	NVOCC/FCL貨物取扱いでの運用（D/Oレス対応等）について検討する。		○			CY	未定
Sea 貨物	Colins機能の継承	コンテナ物流情報サービス（Colins）機能のNACCSへの取り込みについて検討する。		○	○			未定
その他	官利用者のプログラム変更要望に係る検討	官利用者からのプログラム変更要望等について上記検討項目と併せて検討する。	○	○	○	○		未定
その他	民間利用者のプログラム変更要望に係る検討	民間利用者からの現行システムに対するプログラム変更要望について、上記検討項目と併せて検討する。	○	○	○	○		未定

Ⅲ 仕様検討の進め方

2014年8月1日

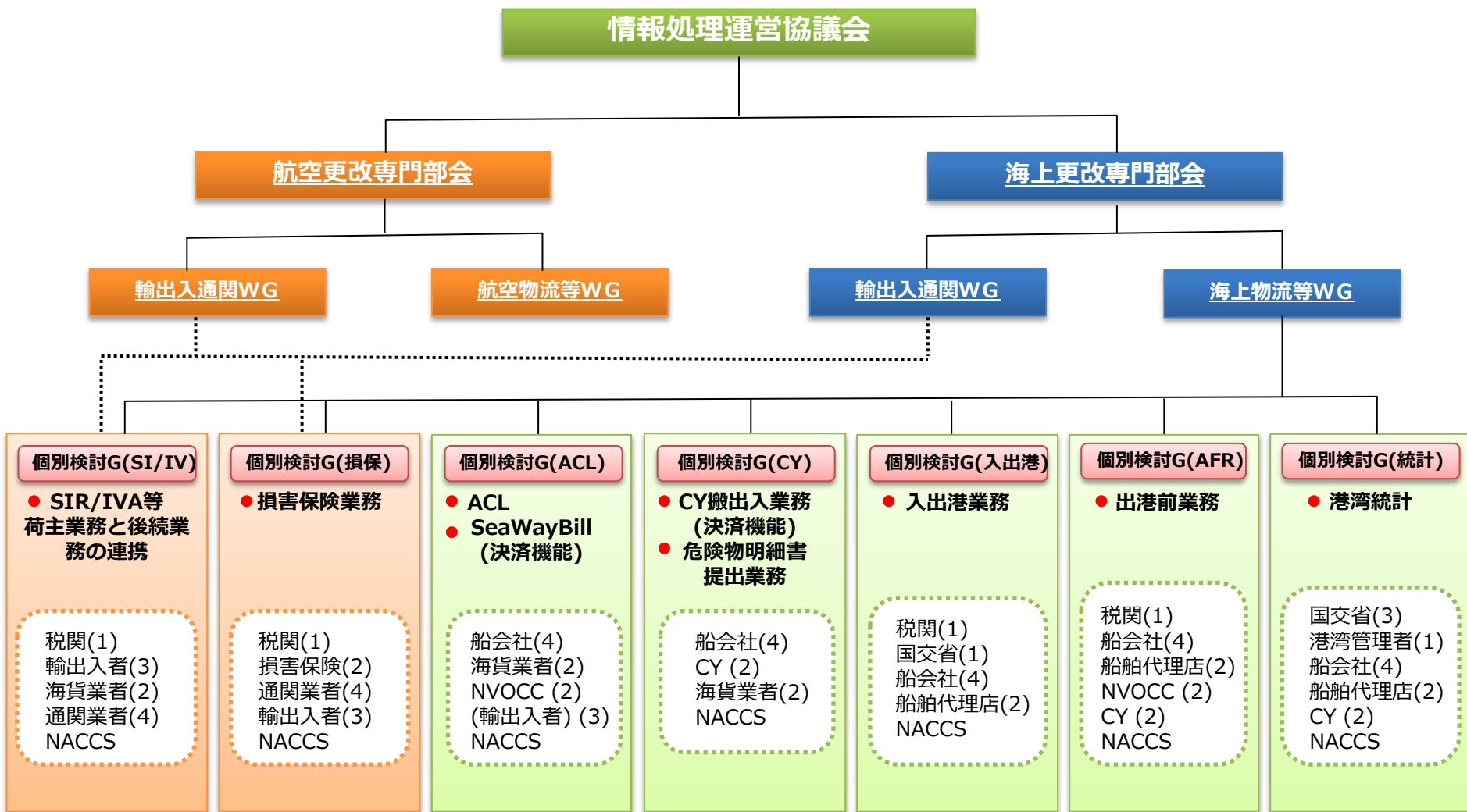
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



第6次NACCS更改の検討体制



基本的にはWGにおいて議論を進めることとなりますが、以下の検討項目についてはサブワーキング（個別検討G）を設置し、検討を行いたいと思います。



*()内は参加予定人数

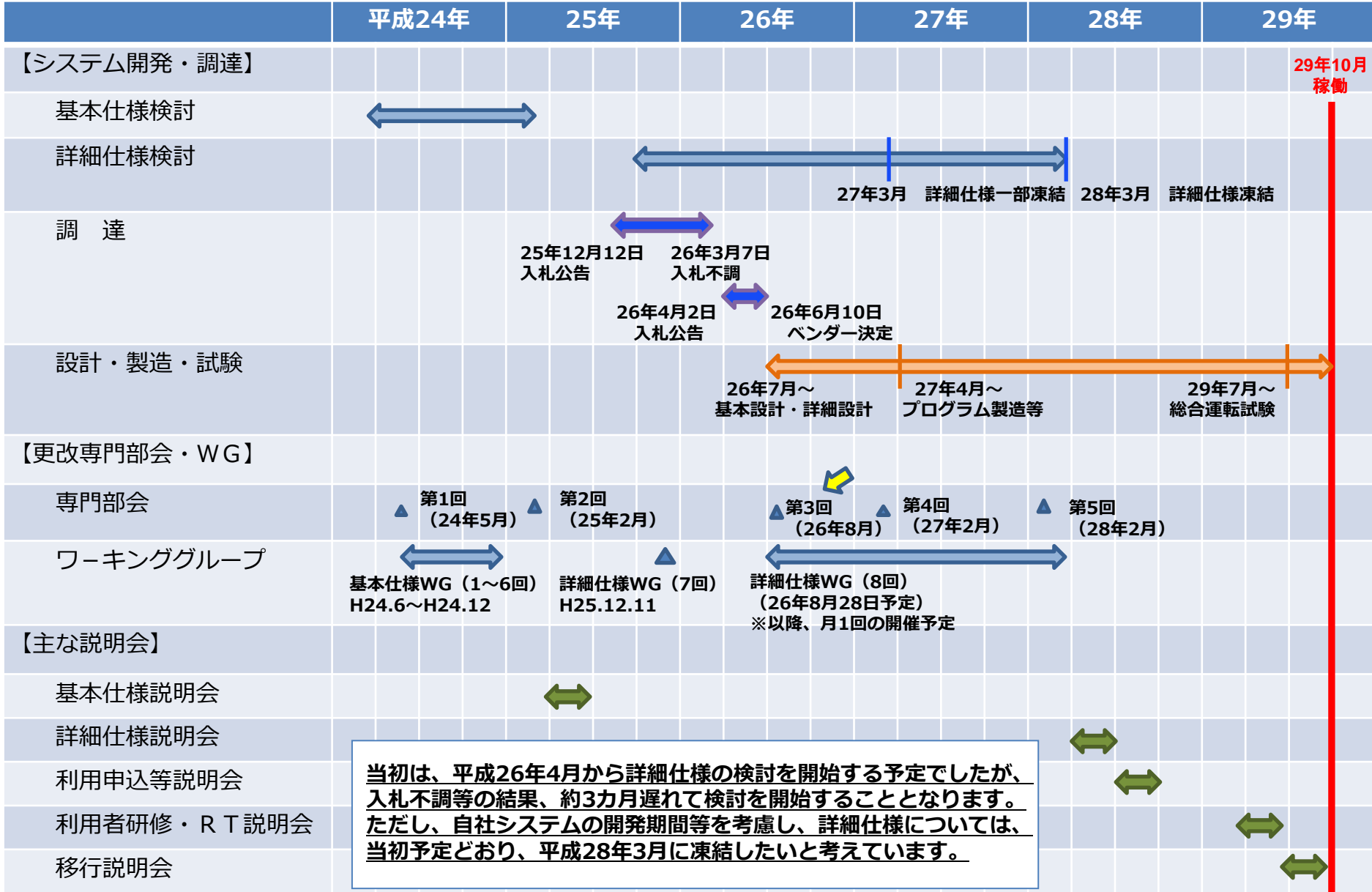
IV 全体スケジュール

2014年8月1日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



IV 全体のスケジュール



当初は、平成26年4月から詳細仕様の検討を開始する予定でしたが、入札不調等の結果、約3カ月遅れて検討を開始することとなります。ただし、自社システムの開発期間等を考慮し、詳細仕様については、当初予定どおり、平成28年3月に凍結したいと考えています。

【参考】全体のスケジュール 第2回専門部会提出資料 (2013年2月7日)

